

海外展開支援助成金 よくある質問 (ver4 : 20260326)

No	該当コース	質問	回答
1	商流構築支援コース	<p>【申請要件】 2か年申請の2年目が春（4～6月）に終了する場合、その年の助成金に新規で申請することは可能でしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、年度単位で採択しているため終了後の当該年度は申請をすることはできません。 ・複数の展示会等への出展を希望する場合は、前もって計画の上、申請時に明記するようにしてください
2	共通	<p>【申請要件】 当社は海外に現地法人があるのですが、日本への輸出しかできない業態となっています。そのため、当社が営業活動を行う必要がありますが、このような場合でも申請はできませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地でのライセンスにより、営業活動ができないケースが想定されますので、実態に応じて判断します。 ・質問の場合は、申請対象となり得ます。
3	共通	<p>【海外市場調査事業】 交付決定後に、自社都合で市場調査先を変更することは可能かでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業の内容変更は原則認められないため、申請書に記載のない全く別の国を追加することはできません。 ・個別事案については変更理由により判断させていただきます。
4	商流構築支援コース	<p>【海外販路開拓事業：①海外見本市出展】 展示会出展について、以前は2㎡未満は市場調査、2㎡以上は見本市出展と分かれていたが、面積の要件はどうなったのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本助成金では、面積によらず見本市出展と定義しました。 ・単独出展と共同出展の別によらず見本市出展として申請ください。
5	共通	<p>【海外販路開拓事業：①海外見本市出展】 既に交付決定済みの見本市への出展について、自社の都合で出展する展示会を変更したいが問題ないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業の内容変更は原則認められないため、出展する展示会の変更も基本的に認められません。 ・展示会自体が中止、もしくは延期になった場合には、出展対象の変更が認められます。その他、個別事案については変更理由により判断させていただきます。

No	該当コース	質問	回答
6	商流構築支援コース	<p>【海外販路開拓事業：②輸出用商品の開発ならびに改良】</p> <p>『具体的な商流相手（見込み先）があり、開発（改良）後に現地またはオンラインにより、商談等を行う必要があります』とありますが、商品開発後に商談ができなかった場合はどうなるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業は単なる商品開発を支援するものではなく、商品開発から商談までを一気通貫でサポートさせていただくことが目的です。 ・したがって、商談等が実現しなかった場合は原則対象外となり、それまでにかかった経費の助成を行うことはできません。 ・ただし、真にやむを得ない場合も想定されますので、顛末書を提出いただき、内容により判断を行います。
7	商流構築支援コース	<p>【海外販路開拓事業：③海外向け認証取得】</p> <p>『具体的な商流相手（見込み先）があり、開発（改良）後に現地またはオンラインにより、商談等を行う必要があります』とありますが、認証取得後に商談ができなかった場合はどうなるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・No 6 と同一回答。
8	商流構築支援コース	<p>【海外展開加速化事業】</p> <p>現地での販促活動は、必ず当社も渡航しないといけませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーと現地側と一緒に活動することが効果的と考えますので、同行した販促活動を想定しております。 ・ただし、現地渡航を必須とはしていませんので、実施内容を審査会において案件ベースで判断します。
9	共通	<p>【助成対象経費：謝金】</p> <p>外部専門家に業務を依頼する場合、年間契約は対象か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業にかかる期間での個別契約としていただく必要があります。
10	商流構築支援コース	<p>【助成対象経費：旅費】</p> <p>以前は、国内交通費や現地移動費まですべてを見ていたが、現状は認められるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現地販促活動や商品開発など、制度を拡充するに伴い、一部見直しの結果、対象外とさせていただきました。
11	共通	<p>【助成対象経費：旅費】</p> <p>対象経費となる航空券代金はチケット価格のみでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット本体価格のみではなく、サーチャージ等を含めたすべての経費を対象とすることができます。 ・精算にあたっては、消費税・空港使用料・国際観光旅客税等を控除して計算しますので、採択時に交付される手引きを確認ください。

No	該当コース	質問	回答
12	共通	<p>【助成対象経費：旅費】</p> <p>プレミアムエコノミークラスやビジネスクラスのチケットを取った場合、助成は受けられませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予約時点でのエコノミー料金が確認できる資料を用意いただければ、エコノミー相当分を助成することが可能です。 ・確認できる資料がない場合は、助成対象外となります。
13	共通	<p>【助成対象経費：旅費】</p> <p>プレミアムエコノミークラスの方がエコノミークラスよりも安いフライトがあるのですが、その場合でもプレミアムエコノミークラスは対象外となりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレミアムエコノミークラスの方が安価であれば、経済的に合理性があると判断されますので、対象となります。 ・その場合には、比較ができる資料を用意してください。
14	商流構築支援コース	<p>【助成対象経費：旅費】</p> <p>例えば、展示会出展で申請した場合、展示会以外にも市場調査や既存のクライアント訪問を併せて行うことはできますか。</p> <p>またその場合の旅費の取り扱いはどうなるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出張行程としては、あるべき内容と拝察しますが、本事業はあくまで当該事業における必要最低限の部分を助成対象としています。 ・実績報告時には出張行程を提出いただき、自社用務に該当する部分は当該日数分を控除して助成対象経費を決定します。
15	商流構築支援コース	<p>【助成対象経費：委託費】</p> <p>「加速化支援事業」時代と委託費の要件が変わりましたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度と今年度で委託費の定義を以下に変更しています。 【令和5年度】委託費を除く助成対象経費の1／2以内 【令和6年度以降】金額の要件なし ・これはクラウドファンディング等の手法を想定した際に、金額の制限が適当でないと判断したためです。 ・その代わりに、委託費が全体経費の1／2を超える場合は委託内容について、申請書内で詳細に説明する必要があります。

No	該当コース	質問	回答
16	共通	<p>【助成対象経費：通信運搬費】</p> <p>展示会出展におけるサンプル輸送費は助成対象となりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サンプル輸送費は助成対象となり得ます。 ・サンプル輸送費を計上する場合、本事業に係るサンプル輸送であることを客観的に認められる証拠書類（インボイス等）を必ず提出してください（No Commercial Value等でサンプルであることを確認）。 ・数量や内容に疑義があった場合は、助成対象として否認される場合があります。
17	共通	<p>【助成対象経費：広告宣伝費】</p> <p>インターネット広告やCM広告を行う際に、一定期間の広告掲載を委託する場合、月額支払いは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に係る契約期間分について、一括払いにて支払いをしてください。
18	商流構築支援コース	<p>【助成対象経費：商品開発費】</p> <p>商品デザインの経費について、社内でデザインを行った場合は、対象経費として計上は可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社内で行った場合、発生する経費としては人件費となりますが、本助成事業では人件費を対象としていないため、対象外経費となります。デザインを外注に出し、発注書・請求書等が取得できる場合は対象経費とすることが可能です。
19	商流構築支援コース	<p>【助成対象経費：販売促進費】</p> <p>販促物を作った場合は、製作分すべてが助成対象経費となりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・製作量ではなく、実際の使用量で判断します。 ・受払簿等で確認できるエビデンスを必ず残してください。